

4 委員会又は選挙長の告示

委員会告示

内容	告示日	告示 番号	登載 県公報
鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日	令和5年3月17日	4	9481
鳥取県知事選挙の実施	令和5年3月23日	5	号外20
鳥取県知事選挙における選挙長等の選任	令和5年3月23日	6	号外20
鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所	令和5年3月23日	7	号外20
鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式	令和5年3月23日	8	号外20
鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印	令和5年3月23日	9	号外20
鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等	令和5年3月23日	10	号外20
鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等	令和5年3月23日	11	号外20
鳥取県知事選挙における選挙会の場所等	令和5年3月23日	12	号外20
鳥取県知事選挙における選挙運動費用制限額	令和5年3月23日	13	号外21
鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	令和5年3月23日	14	号外21
鳥取県議会議員一般選挙におけるポスター掲示の開始の日	令和5年3月24日	15	9483
鳥取県知事選挙における政見放送の日時等	令和5年3月24日	16	号外25
鳥取県議会議員一般選挙の実施	令和5年3月31日	18	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任	令和5年3月31日	19	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所	令和5年3月31日	20	号外35
鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式	令和5年3月31日	21	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印	令和5年3月31日	22	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等	令和5年3月31日	23	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における投票用紙を区別して交付する投票所での投票の順序	令和5年3月31日	24	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における開票を同時に行わない開票所での開票の順序	令和5年3月31日	25	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等	令和5年3月31日	26	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示	令和5年3月31日	27	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における選挙運動費用制限額	令和5年3月31日	28	号外36
鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	令和5年3月31日	29	号外36
鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任	令和5年4月11日	31	号外42
鳥取県知事選挙における当選人の住所等	令和5年4月11日	32	号外43
鳥取県議会議員一般選挙における当選人の住所等	令和5年4月12日	33	号外44

選挙長告示(知事選挙)

内容	告示日	告示 番号	登載 県公報
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等	令和5年3月23日	1	号外20
鳥取県知事選挙における候補者の届出	令和5年3月24日	2	号外24

選挙長告示(県議選挙区)

内容	告示日	告示 番号	登載 県公報
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(鳥取市)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(米子市)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(倉吉市)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(境港市)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(岩美郡)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(八頭郡)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(東伯郡)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(西伯郡)	令和5年3月31日	1	号外35
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(日野郡)	令和5年3月31日	1	号外35
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(鳥取市)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(米子市)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(倉吉市)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(境港市)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(岩美郡)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(八頭郡)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(東伯郡)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(西伯郡)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(日野郡)	令和5年4月1日	2	号外41
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(境港市)	令和5年4月1日	3	号外41
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(岩美郡)	令和5年4月1日	3	号外41
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(日野郡)	令和5年4月1日	3	号外41

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和5年3月23日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を令和5年4月9日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 選挙長 | 鳥取市 大口 久志 |
| 2 選挙長の職務代理者 | 鳥取市 野口 洋隆 |

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| 1 令和5年3月23日 | 鳥取市東町一丁目271 | 鳥取県庁第33会議室 |
| 2 令和5年3月24日以降 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁 |

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

 令和五年執行 鳥取県知事選挙投票 公印	
○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
候補者氏名	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

 令和五年執行 鳥取県知事選挙投票 公印	
○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
候補者氏名	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は「チジ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和5年3月23日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和5年3月24日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 令和5年4月11日 午後2時

鳥取県知事選挙選挙長告示**鳥取県知事選挙選挙長告示第1号**

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県知事選挙選挙長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、27,419,900円であるので、同法第196条の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和5年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,200
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,999
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	143,331
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,161
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,548
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,658
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,293
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,151
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,351
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,971
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,293
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,906

令和5年3月24日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第9483号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項に規定する掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和5年3月31日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第2号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙における候補者として、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第11項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県知事選挙選挙長 大 口 久 志

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住 所	年齢	党派	職業
一のウェブサイト等のアドレス								
1	令和5年 3月23日	本人 届出	ふくずみ 福住 ひでゆき	鳥取県	鳥取県米子市車尾	47歳	日 本 共産党	政党職員
https://twitter.com/fukuzumih								
2	〃	〃	ひらい 平井 しんじ	東京都	鳥取県鳥取市東町	61歳	無所属	鳥取県知 事

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

令和5年3月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

実施放送局名	テレビ、 ラジオの 別	回数	放 送 日 時			放 送 の 順 序	
			月 日	曜日	開始時間	1	2
日本放送協会鳥取放送局	テレビ	第1回	3月29日	水	午後6時40分	福住ひでゆき	平井しんじ
		第2回	4月6日	木	午前7時30分	福住ひでゆき	平井しんじ
	ラジオ	第1回	3月31日	金	午前7時25分	福住ひでゆき	平井しんじ
		第2回	4月5日	水	午後7時30分	福住ひでゆき	平井しんじ
株式会社山陰放送	テレビ	第1回	4月6日	木	午後4時19分	福住ひでゆき	平井しんじ
	ラジオ	第1回	4月2日	日	午後4時25分	福住ひでゆき	平井しんじ
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	3月28日	火	午後3時10分	平井しんじ	福住ひでゆき
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	4月5日	水	午前10時25分	福住ひでゆき	平井しんじ

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を令和5年4月9日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選 挙 区	選 挙 す べ き 議 員 の 数
鳥 取 市	12 人
米 子 市	9 人
倉 吉 市	3 人
境 港 市	2 人
岩 美 郡	1 人
八 頭 郡	2 人
東 伯 郡	3 人
西 伯 郡	2 人
日 野 郡	1 人

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	選 挙 長		選 挙 長 の 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市	岸田 絵理子	倉吉市	中江 浩樹
米子市	鳥取市	佐々木 俊二	鳥取市	池田 典男
倉吉市	鳥取市	住友 正人	倉吉市	安井 啓介
境港市	米子市	遠藤 忠敏	米子市	妹尾 秀司
岩美郡	岩美郡岩美町	山下 清	岩美郡岩美町	中島 隆敏
八頭郡	鳥取市	福本 浩二	鳥取市	白岩 達男
東伯郡	東伯郡琴浦町	藤村 実千子	鳥取市	隠樹 正人
西伯郡	西伯郡大山町	金田 和寿	鳥取市	朝倉 学
日野郡	日野郡日野町	板本 義博	米子市	宮永 二郎

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 令和5年3月31日

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎講堂
米子市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	倉吉市東蔵城町2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎第1会議室
東伯郡	倉吉市東蔵城町2	鳥取県中部総合事務所第201会議室及び第202会議室
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所第2会議室
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター大会議室

2 令和5年4月1日以降

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎
米子市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
倉吉市	倉吉市東蔵城町2	鳥取県中部総合事務所
境港市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎
東伯郡	倉吉市東蔵城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

	令和五年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票 公印
	○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
候補者氏名	

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票



令和五年執行
鳥取県議会議員一般選挙投票

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

公印

候補者氏名

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は「ケンギ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成15年鳥取県条例第67号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）第6条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	日 時	場 所
鳥取市	令和5年3月31日 午後5時10分	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂
米子市	〃	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	〃	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	〃	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	〃	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場大会議室
八頭郡	〃	八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎第1会議室
東伯郡	〃	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第201会議室及び第202会議室
西伯郡	〃	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第2会議室

日野郡	〃	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 大会議室
-----	---	---------------	----------------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を次のとおり定める。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 鳥取県知事選挙の投票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙において、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を次のとおり定める。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 鳥取県知事選挙の開票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙区	場	所	日 時
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎	令和5年4月12日 午後1時30分
米子市	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所	〃
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所	〃
境港市	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所	〃
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場	〃
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎	〃
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所	〃
西伯郡	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所	〃
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所 日野振興センター	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及び岩美郡選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 岸 田 絵 理 子

- 1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂
- 2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 佐 々 木 俊 二

- 1 場 所 米子市靴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 佐 友 正 人

- 1 場 所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第205会議室
- 2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 遠 藤 忠 敏

- 1 場 所 米子市統町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 山 下 清

- 1 場 所 岩美郡岩美町大字浦宮675-1 岩美町役場大会議室
2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 福 本 浩 二

- 1 場 所 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎第1会議室
2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所入札室
2 日 時 令和5年4月6日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人